

ける場合に限り算定できる。

- (4) 弹性着衣又は弾性包帯による圧迫、圧迫下の運動、用手的リンパドレナージ、患肢のスキンケア、体重管理等のセルフケア指導等を適切に組み合わせ、重症については1回40分以上、それ以外の場合は1回20分以上行った場合に算定する。なお、一連の治療において、患肢のスキンケア、体重管理等のセルフケア指導は必ず行うこと。また、重症の場合は、毎回の治療において弹性着衣又は弹性包帯による圧迫を行うこと（行わない医学的理由がある場合を除く。）。

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関に、次の要件を全て満たす専任の常勤医師1名及び専任の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士1名が勤務していること。
- ① それぞれの資格を取得後2年以上経過していること。
 - ② 直近2年以内にリンパ浮腫を5例以上診療していること（医師の場合に限る。）。
 - ③ リンパ浮腫の複合的治療について適切な研修（座学が33時間以上、実習が67時間以上行われ、修了に当たって試験が行われるもの。）を修了していること。
- (2) 当該保険医療機関において、直近1年間にリンパ浮腫指導管理料を50回以上算定していること。
- (3) 当該保険医療機関又は連携する別の保険医療機関において、入院施設を有し、内科、外科又は皮膚科を標榜し、蜂窩織炎に対する診療を適切に行うことができるここと。

2. リンパ浮腫指導管理料の実施職種に作業療法士を追加する。

現 行	改定案
<p>【リンパ浮腫指導管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>医師又は医師の指示に基づき看護師又は理学療法士が、リンパ浮腫</p>	<p>【リンパ浮腫指導管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>医師又は医師の指示に基づき看護師、理学療法士<u>又は</u>作業療法士</p>

の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、（中略）算定する。	が、リンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、（中略）算定する。
-----------------------------------	--